武器考證

伊勢貞丈 考

848 114

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

武器考證

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證卷七

書目

續日本後紀
世俗浅深秘抄
釋日本紀
高史聞書
曾我物語
物具抄
袋束圖式

異本明德記
堀川次郎百首

今井俊太郎氏寄贈本

昭和十四年寄贈

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

續日本後紀抜書　太政大臣良房公撰　仁明天皇一代之紀

射禮容儀　兼和元年六月庚子從四位下紀朝臣真道卒、故中納言從三位勝長朝臣男也弘仁四年叙五位、天長九年累加四位、歷職兵部大輔左中辨右兵衛督、真道門風相兼、能傳射礼之容儀、天同年中有從五位上伴宿祢和武多麿亦傳此法、由是後世武士長効両家之法、頗有異同、大躰惟一也

綿甲　兼和二年三月丁巳仰太宰府綿甲一百領、曹一百口袴四百腰

元遣唐船不虞之備

馬具金銀飾　一卷十　兼和九年五月甲午朔乙未勅五月五日供節會、四衛府六位官人已下裝束、除甲冑飾之外、不得用金銀及薄泥、不在聽限

走馬之鞭并馬飾不論新舊聽用金銀、但薄泥不在聽限

觀馬射　一卷　天長十年五月丁亥朔辛卯天皇御武德殿觀馬射、○此外多見々リ

射所々ニ多見タリ畧之

觀射　三卷　兼和元年正月戊辰朔壬子天皇御豊樂院觀射、○此外多見タリ

射場始賜賭錢　三卷　兼和三年二月壬午朔甲午始御射場、左右衛府相

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　　ガラス使用

共奉獻兼詔賜物上先射之一箭中鴟獻新銭二万文大臣已下以次射之隨其能不分賜賭物各有差

綿甲 四疊 養和二年三月丙午朔丁巳帥太宰府綿甲一百領冑一百口
褌四百掎充遣唐舶不虞之備

馬射走馬 五巻 養和三年五月癸卯天皇御武徳殿閲覧四衛府馬射及
五位已上所貢之馬勝負

弄玉及刀子 六巻 養和三年七月丙戌天皇御後庭命左近衛奏音声令
弄玉及刀子

侍臣射賭銭布 七巻 同五年正月庚申朝癸巳天皇御内裏射場命侍臣
射之是日右大臣従二位藤原朝臣三守奉獻盡歓亦積置銭布備于
賭物

觀大射 五巻 同三年正月辛丑朝丁巳天皇御豊楽殿觀大射

馬鞭 十巻 同八年正月壬申朝戊辰去年十二月進馬鞭等

弓十三枝胡簶二具矢百六十隻 三巻十 同十年十二月乙卯朝戊寅兵
具弓十三枝胡簶三具矢百六十隻

鐵甲 四巻十 同十一年正月甲申朝己丑山城国上鐵冑一領幷甲裏
布袋流著葛野川

覧牧駒及騎射 四巻十 同十一年三月甲申朝庚辰天皇御武徳殿覧諸
牧駒馬及騎射

弩 嶋木史真機巧之思頗超群匹自製新弩縦令四面百射廻轉
易發

世俗淺深秘抄　記者不詳　或云花山院御製者非也

金造劔　巻上　金造劔尋常不用之宿老人用之

弓持様　同張弛　野矢　巻上　近衛次将及大将惣衛府葦除下臈之衛府外必弓可持右馬上時為上其弦歩行時不張弓持之常事也難次将年老名或不張之間々有先規雖公卿年若輩猶張之也或説次将左将持右手然而先賢多雖尤将持右者也或上皇見物行幸桟敷在自路右方者次将歟衛府公卿殿上人持弓於尤然而是又先例猶不依之持右之惣者武家弓持尤文家弓持右依之大将以下五位以上雖為武官猶文家之仍如此也但野行幸時次将及衛府督取尤手於弓是祕蔵之也又内裏焼亡及陣中次事之時多持弓於左又其時行幸ヲ必用野矢也

平胡簶　狩胡簶　巻上　行幸夜若召仰以前有陣中次事者須帯平胡簶是元来所随身也然者可無難但於公卿将衛府督可然人検非違使別当廷尉佐平胡簶不可然歟猶事次急ニ平胡簶無便宜欤只召随身狩胡簶帯也

胡簶表帯　巻上　行幸日次将表帯事不論公卿四位五位如春日日吉行幸時曳之大将帯野劔時曳之五位必曳表帯由ヲ然而必不然ノ又曰大将次将等行幸之時曳上帯事或説曰五位次将曳之然而此説非尋常儀遠所行幸之時曳大将多春日行幸曳之次於次将先猶八幡松尾是ヲ万曳也曳之様平緒之上程ヲ當曳之結前也モロカギヲ結也露三寸許也カギノ方ヲ聊見程ヲ結也○頭書曰矢多羽弥ノモトヲ一纏テ隠平題前曳廻也有露尤緒曳時前モ結垂無露ヲハ結テ挿之或目上手上曳之然而自下曳之為善

連雀靴　小総靴　辻総靴　楚靴　杏葉　巻上　馬連雀行幸及一負御幸之時不然楚検非違使也然而間々殿上人モ用連雀靴或依官用之故唐鞍ヲ用之又宿老人内々用之大嘗會御禊日非参議モ猶付楚靴於杏葉而自中古有総靴ヲ付杏葉也然而存古儀葦間々用楚靴有所見○又曰楚靴尋常依官々用之然而又主人用之上皇之高野詣之時有騎馬ヲ用之又有総靴常代ノ之関白之靴ヲ馬ノ後ヲ被引有総靴用也然而於路頭間々楚靴被用之関白長谷寺詣ナトニ又用之○負丈按連雀トアルハ連著ノ事也○

又按楚歟ハ赤隊ノ滑革ニテ包縫ヒ物ニテ総ナキヲ唐鞍ニハ是ニ杏葉ヲ付ル飾抄ニ繪圖アリ楚歟ハ総モナク樹木ノズハヘノ枝ナキカ如クナル故此名アリ

劔裝束草色依平緒 上巻 平緒用標歟劔裝束但藍奈女忘時ハ不用紫総非宿老人不用黄烏賊縫緒他色相交如次將モ用之ヒ小忘平緒着小忘日用之奉仕舞人時組地平緒ヲ縫青摺文ヲ用之櫨総緒ヲ忘或用藍奈女忘或用櫨草或用尋常用組地平緒不用紫総着皆練下襲時用紅梅地緒賄弓延引時及下旬多用組地緒惣者着火色皆練日不用紫総緒紅梅平緒之時劔裝束用藍草或説曰用紫草可尋○又曰着櫻下襲時不用紫総平緒同劔裝束用組也而土御門流不憚之ヲ如何

水精柄劔 上巻 騎馬日不帯水精柄劔是秘藏事也

蒔繪螺鈿劔 上巻 遠所行幸之時用蒔繪螺鈿劔ヲ然而於非參議次將朱雨真例仍近代之人不用欤所詮不可有難事也○頭書曰雖非參議猶用例有之欤但沃懸地有用之梨地而蒔ヲ于文以ヘ貝摺劔ヘ○下巻衛府輩遠所行幸時用蒔繪螺鈿劔大將多如此於非參議將者未其例分明然而不可有難欤但沃掛ヲ摺ヘ貝劔不用也如左右衛門權佐用之是文蒔ヲ同摺ヘ貝劔用之也

劔裝束草 下巻 近衛次將隨身劔裝束草於後緒用赤草也如ヒ式文者可額縁ヘ也然而隨身前赤物是即後緒由也○頭書曰於左近者無文欤右近者有文也然者即臺繪隨身劔緒右用右文草時可准之或ヘ雖左近用有文草無其理事ヘ或又曰左赤練結右赤纈ヲ、右常裝中左疊口ヘ南上方縁也○又曰左右兵衛不論左右用紫草不審也如式者左無文青草右有文青草大略可同左吉衛門近代儀不審也○頭書云惣式不注草後緒之由只或經事然者兵衛大略同ヲ左衛門欤

尻鞘 虎皮 豹皮 狨皮 小豹 劔制作以庚申日

尻鞘 下巻 凡尻鞘四位豹五位虎ヘ但行幸之時五位次將用豹皮四位不入尻鞘故欤舞人時四位尻鞘然而猶五位筆或用豹行幸之時用虎皮人有之時人難之ヲ狨豹小豹虎次第如此而御劔特殿上人奉仕舞左用小豹右用狨豹是頗不審ヘ

節刀 下巻 被ヘ置宜陽殿御劔數柄之中破歟劔寺護劔以ヒ此而ヘ為ヒ朝宝先例以庚申日被ヘ造之七八月之中以此日所被造也相當悪日時不被

悼九月節

用又九月節悼之也

造刀劔月日　右ニ見エタリ

腰刀 下巻 公家召相撲於御前有御覧時或衣著衣裳或時必不差腰刀次将必可知此故実也

壷胡簶 胡簶 下巻 警固間如ニ上皇一有下幸儀一者随身壷胡簶然而於ニ胡簶一者不可然由古賢離之未一決者ヘ

胡簶ハ刀ヲリテハ平胡簶ヲサシアリ

細劔 下巻 於ニ内裏一臨時覧相撲時次将著直衣帯野劔持笏例也○又曰次将勤下府役時帯ニ細劔一間分ニ九緒一帯之五位将或帯野劔然而古賢甚難之

劔 倍良ス

劔 右ニ見エタリ

野劔

賭射 下巻 賭射時左右一方不参以一方中両方障事定例也即白河院仰也辻総勘 下巻 衛府所謂下﨟輩検非違使外不用辻総勘也

巻樺於胡簶 下巻 雖下﨟衛府輩巻ニ白樺一色々紙於胡簶一如ニ次将一

劔柄鞘 細劔柄尋常鞘也然而加ニ倍良ス一本常事也

壷斬御劔 下巻 東宮護劔壷斬蒔繪海浦有如ニ龍指貫一装束青滑革此事不見ニ諸家記一延久御記許ニ秘蔵一ス

移鞘 下巻 騎用ニ移日一如ニ次将一給ニ舎人一居飼ニ召具一不可ニ憚由有ニ猶人一然而先例皆以ニ憚之一也○又曰上皇御幸之時移ニ馬舎人一行列以上﨟為先是即先例也其移馬次第是随身以下﨟為先故也。

十列根元 下巻 上皇随身六月十五日奉仕十列事昔白河院御随身下毛野近季私相ニ語傍輩一為ニ御初勤一之而年序漸積間達ニ叡聞一於ニ于今一者給ニ御厩御馬一也於ニ幣者一猶為ニ私沙汰一

尻鞘 下巻 舞人尻鞘指時劔後足ニ頗後方ニ押遣一ス指之不然者尻鞘与ニ後足之間頗遠異様也兼相計能程ニ令所為也

壷

敷皮 下巻 御幸供奉下北面輩取ニ敷皮一次第近衛次将供奉壷胡簶令持事

壷胡簶 壷ハコホヤナリ 下巻 警固間有御幸時所有先例但被引重ニ不令持之有何難哉若猶令持之者小雑色可持之令ニ持随身一不可然何況引重ニ与壷二人与分特事甚以見苦大将作法ニ尤非参議将不足ニ准拠一ス

帝國

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　ガラス使用

釈日本紀抜書　卜部兼方作

十四巻 菟區蹛漆 求利椰 神功之釈紀菟區蹛漆珥槻弓也久乎徒五音通求利椰
搗私記曰師説曾矢也釈求利矢者甲冑之間矢伊礼加久須也今世
古津万伽伎欲多具倍謂具之弓矢取具之義
矢呼 天書曰乃授鹿児羽羽曰此弓矢天之祕宝而可以随身令人軍
功對敵臨戦時三呼其名而射之無不一当百矣云此文下見
十三巻 菟頭羅佐波麻枳 崇神紀歌之釈椰句毛多菟八雲立也伊頭毛多雖流餓出
雲矣師也波雖流多知佩太刀也菟頭羅佐波麻枳葛鞘纏也言上古
以葛纏太刀之柄鞘以漆塗上今之鞘纏之體也佐倣那辞珥差成也
三巻 頸鎧 兼方按之頸鎧者俗号与多利加氣之物也 ○アガベハアギヘナリ腮辺ナリ
鏡説文曰小鉦也軍法率長執鏡
五巻 千箭之靫五百箭之靫 私記曰問古事記云千入之靫注云訓入云能
梨而今訓箭云能梨何其不同哉答凡云千入千箭者皆是一靫載入
千枚之箭若只謂之千入者何物故今此紀重言千箭則明入者是箭矢即知言千載者是載千枚之箭矣古事記者靫是入箭之
器也不言自知故只云入矢訓字雖少異於其義正同前然則彼是不
違耳○又曰靫太神宮式曰姫靫廿四枚箭四百八十隻以鳥羽作之蒲靫廿
枚箭一千隻以鳥羽作之等靫廿四枚箭七百六十八隻○大問云以箭讀乃
理之義如何先師申云乃理之訓者載之心又入之詞也言一靫入千
箭入五百箭也靫者是入箭之器也

靫ノ字カラトモヨミ右三訓ス

巻五 高靫 私記曰問古事記云竹靫今此云高靫即是高大之靫也古事記云竹靫即假字高之其意即高大也或説竹靫
者以竹為之是似瞻説恐非耳○又云靫大神宮式云以鹿皮縫之胡粉
塗以墨畫之納麻筒二合径一尺六寸五分深一尺四寸五分○應神天皇
紀曰天皇在孕而天神地祇授三韓既産之宍生腕上其形如靫是背皇
太后為雄装之負故称其名謂誉田天皇土右時俗号靫謂櫜武多禮

巻五 劔柄 大問云訓之多加比其義如何先師申云案風土記曰向国
宮崎郡高日村昔者自天降神以御劔柄置於此地因曰劔柄村後人
改曰高日村也○神世之昔以劔之柄称多加比以之可知也

巻七 茅纏之矟 私記曰師説以茅纏其矛也必以茅者蓋取潔白之義欤

巻七 日矛 私記曰問今此日矛者是何物哉答作戈矛之形既圖日像故加

巻七 草薙劔 禮記第五曰薙謂迫地芟草○景行天皇紀曰四十年冬十月日本武尊発路之戊午柱道拝伊勢神宮仍辞于倭姫命曰今従天皇之命而東征将誅諸叛者故辞之於是倭姫命取草薙劔授日本武尊曰慎之莫忘也是歳日本武尊初至駿入野中而覓賊放火焼其野王知被欺則以燧出火之向焼而得免一云王所佩劔叢雲自抽之薙攘王之傍草故号其劔曰草薙也○初日本武尊所佩草薙横刀是今在尾張国年魚市郡熱田社○天智天皇紀曰七年是歳沈門道行盗草薙劔逃向新羅而中路風雨荒迷而帰○天武天皇紀曰朱鳥元年六月卜之熱田社○神名帳曰尾張国熱田社○神名大帳曰尾張国熱田社者昔日本武尊巡歴東国還時娶尾張連等遠祖宮酢媛命宿於其家夜頭向厠以随身劔掛於桙末遺之入殿乃驚更従取之劔有光如神不把得之即謂宮酢媛曰此劔神気甚異奉斉之為吾形影因以立社田卿為名○先師説云熱田社者日本武尊留其形影天叢雲劔為此神躰可謂日本武尊無跡者

巻七 鹿正劔 阿良乃沙私記曰問此劔斬蛇之後得鹿正之号若前名有所見哉答未詳

巻七 韓鋤之劔 私記曰問韓鋤之意如何答其形似鋤故名之今世之須岐也○先師説云加良須岐歟

天蠅斫之劔 私記曰問蠅斫之号其義如何答師説此劔左利劔也若又上者即其蠅自斫此鋭鋒之甚也

巻八 天麹弓 天羽々矢 私記曰問此弓矢其躰如何答其義未詳但或説云横天香山之桧木造弓故謂之天鹿児弓且此巻下一書文所謂来目部遠祖天槵津大来目手捉天桙弓天羽々矢是也謂羽々矢者以鳥羽波々矢也加重黙者言其羽之矢衆多也又矢者以弓射遣之義也○天書云曰乃授鹿児羽々曰此弓矢天之対歌臨戦時三呼其名而射之無不一中当百矢

巻八 大葉刈劔 亦名神戸劔私記曰問此劔名其義如何又今在何所答此劔号未詳哮𠮟高彦根神所帯之劔也若今在大和国高鴨社歟

巻八 廣矛 私記曰問大己貴神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治国者必当平安云此矛今在何處哉答雖為三種宝物之外此矛有治国之名已奉献天孫定傳之後乗次然而所在不詳但如此神器上古多納石上神宮若今彼神宮欤古事記中曰天皇亦頻詔倭建命言向和平東方十二道之

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114
ガラス使用

巻八 天眞鹿兒矢 大問曰天鹿兒弓者以二天香山一梔木一作レ之故有二此号一ヲ鹿兒矢其名如何先師申云就梔弓之古荅一遍今安二此矢一若以二天香之筴一作之欤

巻八 頭槌劔 私記曰同此何劔乎荅未詳○巻九

巻九 天盤盾 安之天者例文盤名者常盤坐盤之義盾者干楯之属ヲ然則舟中所レ安之大楯也

巻九 平国之劔 師霊劔也名 旧事本紀曰五世大歳辛酉天孫磐余彦尊都二橿原一宮一初即レ位詔曰元年下レ宇摩志麻治命先献二天瑞一亦竪二神楯一以斉矣統二布都主ノ劔一大神奉二斯ノ剣一殿内即蔵二天璽瑞宝一以為二天皇一鎮祭之亦曰二宇摩志麻治命一六世孫伊香色雄命春日宮御宇為二大臣一磯城瑞籬宮御世詔為二班一神物一定二天社国社一之時遷建布都大神ノ社於大倭国山邊郡石上一邑ヲ号曰二石上一大神○古事記撰録曰天照大神高木ノ神二柱神之命以召二建雷神一而詔葦原中国者伊久比ノ建御雷神可レ降ト奏者天平其国ヲ之横刀ト可レ降ス此刀名ヲ佐土布都ノ神亦名ヲ云甕布都神亦名ヲ布都御霊此刀者坐二石上一神宮一也

巻九 真麛舞鏃 真方按之真ノ者例文真実之義舞鏃者射鹿子ヲ之鏃也

巻九 男之弭調 古語拾遺曰祭八十万群神仍定二天社国社及神地神戸一始

今貢二男弓弭之調一女ノ手末之調一今神祇之祭用二熊皮角布等一此縁也 調ハミツキモノナリ

巻十 七首 古事記曰即作二八塩折之劔小刀一授妾 頂丈按劔ノ字誤リ 於是太子豫メ求二天下之利七首一得二趙人徐夫人カ七首一取之百金使レ工以レ薬焠レ以試レ人血湍縷人無レ不レ立レ死 注言以レ七首一試レ人人血出レ足レ以沾レ湍レ縷便立レ死也

巻十 皇后取石掃腰 筑紫風土記曰逸都縣子饗原有二石両顆一者片ノ長一尺二寸周一尺八寸一者長一尺一寸周一尺八寸色白而便圓如レ磨成俗傳云息長足比レ賣命欲レ伐二新羅国一軍ノ之際懐娠漸動時取二両石一挿二着裙腰一遂襲二新羅一凱旋之日至二竿渟野一太子誕生スト有レ此因縁ニ号二竿渟野一謂二産為一竿渟者俗言語耳俗間婦人忽然娠動裙腰挿レ石国風土記曰怡土郡児饗野酢那野之西有二白石二顆一顆長一尺二寸太一尺重サ一斤一顆長一尺一寸重サ九斤一曩者気長足姫尊欲レ征二新羅一到二於此村一御身有レ娠忽當二誕生登時取二此二顆石一挿二於御腰一祈曰朕欲二西塊一来者此野所レ生皇子若レ此神者凱旋之後誕生其可レ逐レ走西塊還来即産也所謂誉田天皇是也時人号二其石一曰二皇子産石一今訛謂二児饗石一○負丈按俗記神功皇后新羅征伐之時姙娠ニテ御腹大ニテ御鎧ノ右合ハザリケレハ竹内宿祢鎧ノ袖ヲ取テ右ノ

巻十四

服ニ當テ奉リシヨリ服楯ト云物始レリト云ハ石ヲ腰ニ挟ミモヒシトスヲ誤リ作ル説也

白膠木（スリノキ） 私記曰太政殿下問曰用白膠木之意如何名実申云師説不稚其後問諸有識或荅曰白膠者甚有霊木也故修法之壇取此木乳而塗用也或説貊佛之心又此木取其有霊又不穢于是華山僧正引諸儀軌之文所説也愚案就師師問此事荅如儀軌之説疑是先師被此事歟

巻十四 **鮹旗** 私記曰師説未詳其躰師後説云今現在此旗之頭如鮹故名

巻十五 **霞幡** 兼方以霞幡之義案之霞色之錦綾羅歟

蒐區踰滌 求刑榔 前見重出

巻二十五 **干羗由豆流** 仁徳紀之歌 干羗由豆流儲弦也

甲斐黒駒 鞍 雄畧紀歌釈 柯彼能矩盧古摩甲斐黒駒也矩羅耘枳制播鞍著也言置鞍也

ユカケ指ヲツクル

高忠聞書抜書

多賀豊後守中原高忠記也 寛正五年記之 是ヲ世ニ美人草ト号ス 小笠原持長持清元具等ノ傳也

韘ニヌウサシキ革 錦革 西革

韘 ゆがけのゆびはく事 新郎大将のゆひ富士のまきがりの時人々く指をせらる
まうりて大ゆびとくまして ゆびのさきはつゝくあまる所をぬきまつりさけ
大指とくまして指いりくと（別革）そをつぎそめてまつりとおりかとわき
とくらへきりくまして指とさけあわせひと二つはぎつく今はいうらくはぎ
あるにはじめは大ゆびとくまして一ゆひとつぎさり 指なはちとりちうてゆひ
とうがめありさるるいくともがいうて つぎとうるく ○又云ゆかけのゆび革
ゐせにゑ革にてはぢる事是後なりゆびともけ革うちてつくべきっなかり
依の革には紫革段々紫革なとはいろいゆ世用作ることゆがけ革
何革とをさゝまうあるなり ゆかけの革にて依然もはくるこ他へしくきみ葉
革ともるこ ゆがけの革とゆい革と云ふべちくのはうそては世々
るこゆびの革にても何をゆかけの革にても同じ段々 ○又云ゆかけ
ませ何き革のうふしき革又何にてもあまっとの革にてめく（すゝきあり）
ゆくひこに革にてゆびとはくとも是れは粗悪ふしき革といわとて革
の事に○又云ゆがけと手袋といふ事流る今は時よりかはりて手袋という

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

一具ユカケ

なり○又云ゆかけと一具と云へとも一具ゆかけとハいはす左右ゆかけといふへともか
あるゆかけともいふとみえたり

[附]まきりの巻様の事 外竹弓内竹弓の竹と木と間まきり也 一巻しむるやうハ
外竹の外なる竹と木との間を巻ともいふ 三巻つゝハ所もなく巻く事也
なる所を巻一ケ中抜かあいだを多くまたまきの所を巻一ケ革の数いり巻
といふハまきぬなり 人のこのみによる一ケ革ハ黒皮なり又白木の巻様を
ぬりたるハあらひと云ふともいふ也 細くのるハ本ぶ革まても不苦 黒塗

熊柳ムチ

[鞭]むちハ熊柳のむちなるを細く塗候○鞭の長サ二尺七寸ある也 けちさかなる
さかきりて握りの所も巻ようにて ぎの所のむちのもちは
二尺七寸ある也 細の定まりも候ハ又たの定寸も此定寸
二尺七寸ある也肉と侯の不足を補ふあるより此の長さ也り○
鞭の侯の事ゆでへぬき入ずとも ゆでの入たるハよくあることにて方の侯又
さんとまちてもむちしめへとして又へしむちむひむすぶ 一○と侯の
革の事 何革成とも定丸の皮すゝめ きし葉草高世用 とくゞの革ハ縫と別
の革にてハせぬ 革まくすへしと也 侯とも縫てく用てまつし
○何鞭とても何ぞとらへあるへき物を 庵乗の時のむちも入用の本あるさすも

竹根ムチ

とらへとすへし 他にきもなしかんにんせぬハ思侯なり ○竹の根のむちとハ
細き物をすへしてうるハきをある事くまよしとして竹をふし二寸ほどより
きるへしさやうにこされを二尺七寸二分よりきりとけりきしもふ二寸のよりき
ハ不苦○大射時射手のむちの事 長さハ人のこのみによりよし わろく
をすぐにさしおきてきの下にとへのかをとしさく あたりかび
の几さきにあるくぐひて又寸よそりて又手一束にとらへて 切るへし けかち二寸三
すまりのきハぬしのまゝなしうふん長さも弟子ならすことゞくふしとまさ
切へし○鞭の緒とうてうぬき入へし 指すなの時と指の時の事あるいハあらま
じきる事なり 又もひかけの事 太の時なくでハせぬ也 ゆびかけといふを
ひさる侯の所へくのさきをとらまくあるくそ事あるもひまゝくる
又さのくのさき成ハ通してさまりてむすび也へとしゆるなりかりの时に
鞭をハまへひかけ成せぬ事○射手のむちの侯をハいまとしうでにつるかけり
せざくするこくつろぎを 鞭のもちうくきしと用意之又ぐくぬき入まま
りよい名目あり○紫竹の鞭成ハさくへを指すきる事 常相ゆの時ハ何か不定
る細にもよあり ○とらへ八木竹いつまてもすること

[行縢]むかばきの事 鹿の皮なきこと 射手まも毛なき之大追物笠懸などの時ハお

さるきりつき／＼を五毛と用（〜十八九本あまり
用（〜中先あたるもの〳〵ほぬきおれもきはを
る本毛と板二毛（ウラ）ともり合をる計を五毛を（〜して
いるれいむこきのやうまり五毛こさるともりてす
刻合の時 こそれをお宝魚の汁をく〳〵す〳〵紀之〇魚の皮
八五毛のやい六九下海のはをしあふ仁五毛
く豹虎のは魚のはをしをくまり合とする
五毛ともは〳〵むっきまきるまり方すきき
〇ぬりむっくまてをふるしみくぬるこそくのこ
て紀とおるをくぬりるをお先をいきこるかのおるの計は
そくかるれ四このお魚ぬをみ計をそるる仁
係摘る神五ま好り計へそ底のるへふ下五
五毛のむっこきはく〳〵五毛のむっこきなてる
やもくへはるまきへいるもみしくをはるく
もる五毛をぬのさとすぢっ（てきるて号
き神魚もあみ下五る〳〇むっこきのもさ三人ちま脇のせすぢのくとり

り四毛ますてのの計三人ちすたへりるなりくし
宝おりは三人ちまのもさ約勝のなたおり約
まるよむりくり今ま仕ほるくいるれ五毛こさる
初るくり人へうな約〇約勝のおりのるの
ふトきくるて〳〵いふをくてうひきこる約
てくきてちてるる人へ式くの計いこる五魚山五我毛つさあかりをくの
けくくうり

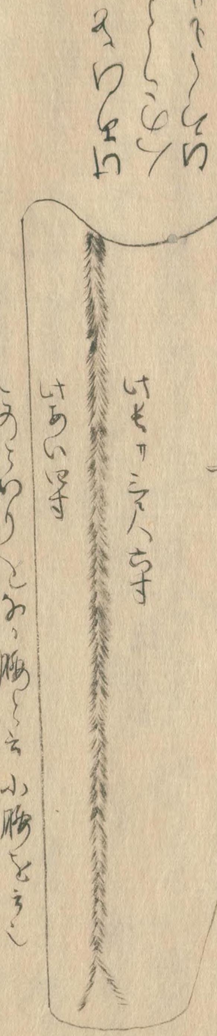

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

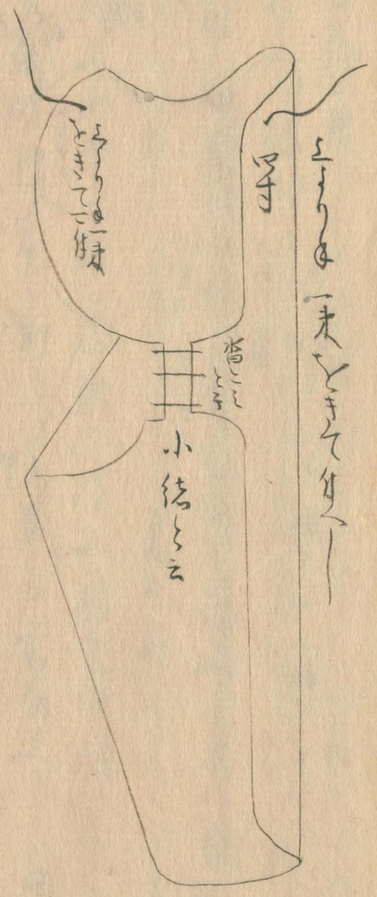
小結ぶ
ときて二時

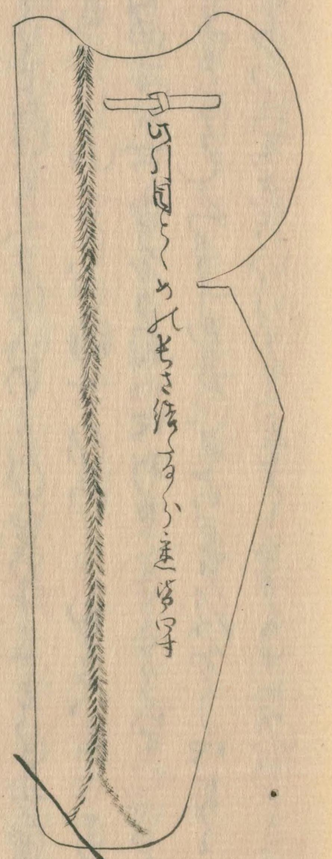
けものをはなちて逃がす

四目 ○四月うぶ白髪ぬき
さるをとをけり四月行の松そとも
ことうらうらもまつもめるてふ
四月のからあをきをとるとうふ
てあるべくもなにくらいのこ
のべくもいねさけかうねとひ
かつるもれ一〇四月のすいこつ
ちあり月いこ
ちあるべくもすれそいる君後なり四月のべくらのこち二本ありいくそ

鏑矢 かぶら矢のもとうちなのべくきかぶ
のねるべくかぶらの山るの月尾あり
こねすべくかぶらとをそねまくもの
のけいねもきいつまもきらん伯
こもむきいるべくかぶらの
いねもうきるべくかぶらの
中とそべくいねとぶらぬ
年ねまくこ三本あり
筈てくるべくかぶらの
てかこ月あそてをてねうこ
矢つをするのかぶらのかぶら

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　　ガラス使用

鋒矢

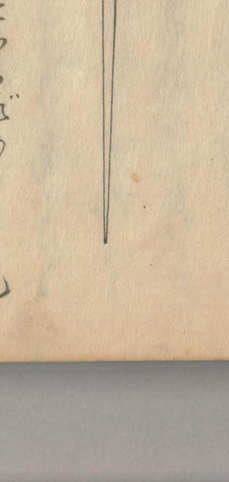

拭箆

節落

糸ハギ

白箆

焦箆

節笠

犬追物

【的矢】的矢のこしらへ様の事は篠をすげぬきとゝのへしぬきは
まけずして中のぬき三本篠矢なりとぞぬきはすげたるをへしぬきとぞ
けづりたるをぬきはあるいは矢なり射るときりふし不用とすふしかげの事三
本一の物くいさはぬきたるへし○のごひ篠ともするなり但異説あり
闕的矢の時もくるめかしたる式の闕的なれども又は何れなくの時もて
のごひ篠にては射まじきなり皆前的矢の時はなくはび不可然之

【牛追物】牛追物と云射様のまさくるの事にて追之必たなびかるべく云むるやうにつく
こゝ時を[illegible]とつけひてあるまゝも[illegible]も小牛の分けあるは[illegible]やうり
よりて可射時をまよりてすぐひらきまゝも可射へ矢末にくびとる又を
ひらくと一射矢末に二本あるぐい有人あらん引目又は矢ひきて可射
[illegible]ぬるく云々昔は犬追物以前には小牛を射けるなり

【三的】三的とは流鏑馬の事也又うちたちる小的を三置ていとも三的と云つく

【三物】三物とは[illegible]笠懸犬追物の事也但し近年は流鏑馬まなるる
[illegible]太笠懸か[illegible]もいふも云

【五物】五物と云は流鏑馬笠懸小笠懸犬追物[illegible]の事

【空穂】うつぼは矢の括え[illegible]とうけなくて作るへし[illegible]矢種作

こまかくやうて入るる[illegible]矢をさゝるとも今さゝせて矢を射べく[illegible]
ともせうせぶなるは昔の人の取用て当代のうけなのて作るべく
ある[illegible]の草成りけるなるべしそれより[illegible]何草成りく(きこえさまうき)
かく

【皆】とも草の皆なとは[illegible]の時は[illegible]つくび黒塗之内をては太笠の時こと
する[illegible]

【切付】あるは太笠をいう時の[illegible]ひき[illegible]の切付ふ[illegible]若[illegible]是は[illegible]の太笠を付の時
いはゞら切付ある也ある[illegible]ら切付わかり○ツヾラ切付トハ白キツヾラニテ組ミニテ黒漆ニテ紋ヲ書タルヲ

【矢音】一手ぞんぶとして式のたゝみ物を射るには[illegible]やうにとぞ射るへし[illegible]
とる時は[illegible]すりて[illegible]つくして[illegible]○[illegible]月にて式のたゝみ物を射る時は[illegible]
と射るへし[illegible]とる時はひ[illegible]つとぞつくして[illegible]○ぞんぶとして[illegible]
鹿丸物は荒[illegible]本の[illegible]の物を射る[illegible]は[illegible]すりとるとも
しるくとは[illegible]○の[illegible]して物を[illegible]はひ[illegible]ふりといふなり[illegible]やふさめの的
ま射[illegible]る時は[illegible]となり○[illegible]月にて[illegible]鹿丸物は荒[illegible]
の物を射るには[illegible]といふとも[illegible]しる時は[illegible]もひ[illegible]つと[illegible]して[illegible]
[illegible]○[illegible]にて物を射るは[illegible]とつ[illegible]と[illegible]は[illegible]
[illegible]つくして[illegible]○[illegible]やうんとりて物を射るは[illegible]として[illegible]

そぐ〳〵する時いひ〳〵まるくそつてそこを仕まる

するもき　おのれてき方といするときくも又

ぎはめする矢の中二
さしこむ故おひこくさ

此ヤハキノウノスルモキト云

弦とくひさそこ　弓弦くてはるくひそこ

矢つ〳〵まるこ手ちりかのる三すくめうくひ

のる〳〵ひこあすかりそこ〳〵つるありそなな

二寸ぐかりまづきりのうをくけてスこぞ

そこ〳〵てともるこ手なさうのまとくひ

こきこうやうする

すかりまこ　すかりまさこそのいかごとを射こ

ア手こてい、こ〳〵ですかりまこそのいかるま

まこと射こ〳〵いこ〳〵されど弦二寸きう

かる〳〵かつて耳二のあひとそびうせて二の矢こすりまこと〳〵狐の

尾と射切するぐ弦よりかるこ〇カブラニコリマタヨリスゲメルヨリスイトニハアヤマリナリ唯カリマタトバカリニヘンスカリマタ

空穂根本　カマド　うつほ弦本なほ〳〵とうがこそ仕るこそ

しこ〳〵筋こそぐおひるぶて〳〵さうこそりて矢柱こそとやぐ〳〵人こそる

ふに矢とこ〳〵るとも人こそせぐこ矢と射つ〳〵狐

の人のかまて毒のうつがて〳〵後の〳〵昔

うつかる仕ほとうこきこ〳〵さふまこ〳〵るあり

ウツホ緒ノ名　うつほの仕るこうがよ仕こ

ほ〳〵こそこそ仕るこうほ仕こそこうけ

仕こ〳〵あり

矢羽三立四立羽ノ名　矢こ三仕るのこそ

ある方よ仕るこ仕がけこそ（弓招）こ仕るこ

こ毒ねこそるこ仕がり矢こ又こ矢のね

いのもはこ〳〵こそぐ矢こしけはも毒ねこれ

矢ねばこそるはこそねのみりよ仕こそねこそ

こきこそる矢ありそ仕ねこそのこ矢ありそ仕ねこそ

狩小手　狩のりの弦よい毒小後の狐の狐の

仕ける毒ね（指）こそる草もかし〳〵今ねぐのこ

毒こ仕こそのたの狐こそちいさ〳〵めりこそ

フセルトハ雉ウヅラハ物音ニ驚ケバトビタヽズシテ伏スニサレバサニツノ名ヲバオドロカシ伏セテ置テ射ルユヘフセルトイフナリ

手嚢 ゆかけとも嚢ともいふ流鏑馬の時ゆかけをきり嚢といふなり

矢答 一庭にて射る矢をいふ〔さる事ハ的とあつちにて〕あたる矢さらにくとするをいふなり をとめて一又云あたる矢こゝろとするをいふ一庭に限るにあらすことにもよるあと矢とてくすることなき也〇犬追物ニハ弓手〔弓とつかふし矢ことに（犬ノアトハふるこ）〕

婦せる 婦せるといふは鶉と二つありてハふせていふことをいふなりまさしき能ことなり〇又云なるをしても何も鶉にてもあれふせる時めぬけたくとも又月とつゝけるとものなり [illegible] 鶉なるとてまさしき〇又云ふせる射時め人なるを [illegible] 物を二つありてひくあると何りモ時なるハ [illegible] 射 [illegible] ハ男なると射之め [illegible] 定すれとも [illegible] 〇又云婦せるといふ時 [illegible] 射〔きみり〕ふせる成いる矢すのるふしる [illegible] しるあ後よりいるにおかハそしと射さけしと云 [illegible] ふせるまうきりふるまふかハ屋成射さけしと云 [illegible] ふせ [illegible] らもなりとも射之そしまりこなるに射まさき〇ことるまりおりて [illegible] 〇あバ 皆ほだしぬぐ [illegible] 水田 [illegible] のすそてハぬぐ〔きみり〕なるのもとしるる時る

カケルトハ上ヨリカケリトブ鳥ヲチラヲカケリトブ鳥ヲ射ルナリ翔鳥ト書ヘシ掛鳥ト云ハ非ナリ

よりおりているハ皆成ぬきく射〔きく〕〇又云ふせるかくとてるまりおりてうちよて射ハたゆげけととま〔一〕揔（スベテ）るよりおりて物を射でたのゆらけ成とる〔きく〕後とのまよあるくとそくおふバこちまち射〔きく〕

かける かけるは成射るまいよこなるそてもりいることのりこいハ後成にりつゝ射之なるにむりつく矢成てあまてまじきく〇又云むりひて [illegible] るなりたる後成つゝひくる浮まいして射なるとそへ [illegible]

フセルカケドリノ射ヤウ射手ノ習アルコト書ニ委キ故写之

ふせるかける ふせるかけるといる時ハふぐふうりまさそて射〔きく〕 [illegible] 後之とやけむぞりそているまハ [illegible] 後之くるのかふんみ云ふせるかけるいる時ハてくまそても例武ハちさらぬけのそくひとときて弓ほん〔そして〕まりとりそ〔て〕まつちの [illegible] もとりのこきりまうけてうちてもの時のこくわきあくいきて又 [illegible] のあのひもとたのあそて其て例武のめくをとを小袖をのあくひ〔入〕くまそて刀のこきりまうけて前〔とりて〕当もうちそらのや納く射〔や〕しかちさちそているけもひも袖をおさあてて射〔いそ〕きそてひも袖をおさあるけハひもとかきくらとたのまとりそ〔なると〕ふきくそくぬきて先弓ものひも成袖もまるもとつよ

木ニ居ル鳥ヲハ木鳥ト云カケ鳥トハイハズ

後るめのひもと例武のてくあさめくいるこけおきあやうハ武こよ [illegible] とりく例武袖成おさしりめく刀のこきりまうけくあ〔とりく〕おきあくそも

いそぐ附きさせもする〳〵

笠懸 犬追物 笠印無い教訓の時代より射そこ
より射そこめらるそこより手綱あまりこ
同大疵こうこ治こ合戦を白疵よあり引目も
そこより引目赤こうこおく笠印無引目
布施おく

曽我物語抜書　比叡山僧作　名未詳

竹箙 鹿矢 白木弓 巻一おなじくさいそくを持ひて手こうこをけつるぐら〳〵
ぐ大こやそこころをきこうのとき持てそこきひ
いとをの〳〵うまれよりやさけるたゆるひと
ぎるをとちうさ首せこうまぎれ物〳〵

秋野摺尽し間々曳挽直垂 斑行縢 鶴本白
竹笠 梨子地蒔白伏輪鞍 山吹色連著鞦
鳥いこうちやく〳〵於川の三所にきりうふ
きめてりはくこうふあり〳〵よひきうきそこ
てたるやうこきをこはるのそこそこてそ
なこあひる〳〵せんたんこうのうはんうこと
こうびしよきそこせびつきげのむまのよき
まてちぐこうこなこちよまきこうふろうこ
ぐいの山きいろるとうけこみ〳〵こうこにえ
○右ハ狩装束也

狩装束

フタミクツツ
門異本ソ
か物語頁
文考ラ注ス
見ヨ

犬追物　笠懸　九月十三歟、一ぬんとこ王父のるゆきへ事こ父ごにまきへ
ん馬とも用意してよりるますさ伺のたおりつもいろひるん○抽
するる抽的のの時代いまたおりつおいかをしへ
ゐ犬追物い実的その時代のの代の代へ始て
お追物のとおりへ紀をし多我物語を後白河院
多我兄弟の幼少の時あり物語也
時代のるんにすしてお追物のる、後白河院
追物のりをいいて抽的時代りとろ
うくるみれをよりくてそりとのべをへり。を三見タリ
竹ノ小弓　サヽハキノ矢　日本古代竹のふら
ばひの。小児のてそ始てのら矢、とそ
甲冑ヲヨロフ　随兵　帯刀　御調度懸人　孫全度第抱許多信ノ重許能
のんてふいろる鼻ふ行縢ろうかいろんとを伺
さるそのんてを始てゐ三百五十よまで
来ともきへてんとろやうへぢんとろよそ
ものををいけんせんあへろうとろひかつ
ちへぢんざ川をきへいてるまでをへきにいろ
ちへとろひもやとをいるるでいひゆへへ
二行くるへひおんてへごうけの人ゆでう
ぎんぎへくをその人らをへのまとを
守刀　第を抽的を重事こちかへりてそ
ばへさやまきへるまをり刀をときろう
けつひがしなちへで祈へひりろ。
も往地のへきへてつきやをてるる刀う
包こにくゆんへきせへへ絵くてへるも
赤木柄筒金入タル刀　日本古代くもけんさ
へれゆもるりんもひんのれいろれをと
入てるへへ一とりいてへこをそそ
出抽をくる刀とゐいまずがせさやまきの
白伏輪鞍黒糸腹巻　第を胸ノ乗こうけ
印ふへろんのそへをそへろんいとのそへまき
より左胸の下お抽ありまを伝へそり

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

軍神 小次郎まさらひ、ゆゆしき事に小次郎がわれそれがしちから九万八千のいくさがみのちかひにあはせん。○京ノ小次郎也。○和名抄雅曰軍神武甕槌命経津主命 ○貞丈云又八幡大神宮

ウツホ矢 巻六をさなきけんくわの事に五郎はよしもちいくさうちきりてとりかへしうつぼより矢のかりまたぬきいだしやさきをそろへてはなつ。○空穂よりなり

○ウツホヨリ矢ヲ出スヲバカリ出スト云ナリ　ヌキ出ストアルハアヤマリ　箙ノ矢ヲハヌキ出スト云

サスが カタナ コシモノ 巻五 五郎女に情かけし事にけさのひさをれふところより
ものぐさありときこし○あさけをとけはきうちたもとのうちよりあまさのあまたれ
（ほそき まなり）うちかけいづくしてかたりさわぎしこの女のこともまうちかけりく
物とたれもひさりあかつきかへるところにいさまてすりんこうのさるとさされ
ていさくりかとものとこうちうけるとつかひしく いとくさそさすかなるとさまをら
おうてとのうちや人のかねんりけを恐むまでみりなしまんてのはふをいかざらふ
うちもなとさし見んうちをそてらる うさきそてときてもちとのそのまへ○へさきの
そなたてさしをるをかりそれ○腰の刀とも腰さゑとも腰そのとも腰の物とも刀とも
さすがともこれいさやまきのかこと　ちさ六七寸又八八九寸斗　柄もさげてるかしめ
めきにはしかり　ちききなほきをりちの人は其そそとさしはかりうきさしさはる
はさかりし

太刀ムスヒ下ル 巻六 五郎太刀をへひさきし事にて五郎時むねはそうきよはさむりけるが（中略）ちやう
だいよそそ又ひとしとのそうまはそうてかつけいそうてまたの御人ちすのさやくどう
つくりのちから十をくまく結びさげくてとへきゆずなをれたなくさせてのる

火威腹巻 赤銅作太刀 膚背馬 巻すくとそのうし

草摺二三間 巻六 あさいなとの五郎かへの事にくさきそり二三けんひきを取て（中略）
太ちらまとひくれてよくあひのくさすりちらへとしてつどにきれくはきとさるなぐどう
どたすつきくあり

横縫草摺 太こ見えたり

貝鞍 巻六 五郎戒又虎多みと惜む事にあしけなりうたそくのたいくくへとらせ

行縢鼓 巻七 まりこ川の事はまりこ川とゆゆりける（中略）川のかたさふるとみたくらは
とてもりあけ入りけるやさきすて十郎 さこらけくはきせもゐるぬまりこ川みちへ
なるうりあるてなる 五郎あさく秋のかんあいくや思ひつんむかむきほどころちかし
てかくぞ詠しける まりこ川ふつそのむねりこ川やのさきつあふせと思くて

鞘巻 兵庫鎖太刀 巻八 小太刀まるなの事に任悦はくかなしのあせいさくいうんとそ
さやまき一ふりいかし十郎はひつまさりけりのなをとりはきそとしなかう三代さうてでん
として三の宝ちと寸アけハ（中略）玉つくりの太刀か二こくもおもしとしふぢ太刀か三さやまき十
まひそまてり（中略）五郎かはハ思かしこぐまりのちゝと一ぬりとりなしひられけり。

まやすきもうるかも一杷かかり

笠懸 巻八三浦にて笠懸射る条に三浦の太郎外の甘縄をつきてまいりれ
けんたかくとしまみせたんつのきらけとおそわらしたてまつりうさき
のるんのまますいのうきとる○けんとは曾我兄弟が母のきぬつけいかうきうけるを下

狩装束

熊皮行縢 **芝打** **白鞍** **厚総** 巻八曾我のうちとんの条にやとりのおゐ(ヨリトモ)二王日の
ゆく装束にはらきのてかねのやまるのさかりさてるをもくえほしたかりきぬは
やろぎ色たるとんのさしぬきよくはのとれむかへきさくちおかなめしもえぜん
うけおるなれあんよ行まりさて白くらとをせあつふさのさりるひらけて
とめきれりふ○さて行はむかしきれけるとぞ

四尺八寸太刀

胴丸 **萠黄威** **大カタナ** **太刀鉄棒** 同条にふるくまちくるんとえてりしハ五郎
丸をえきおどしおどしまる一尺八寸のおおたちはしり二尺八寸あれ太刀とぬきくるまと
のかかの三尺もてともにいつとよそう鉄棒をつきくいさみあるきさるもてうちさりける

キリテ射ル 同巻源太とらかやをがすろんの条に畠山の六郎さげやなさとせかゝて
ふつひかくるゝ源太が梶原箙矢目とかきりまでぞありる鮮中矢目は二つもあらは在て一
このえもすくれけすえもまさくおつぬとそてされけれども矢目は一つあり
てはなかりけり○其の矢目は塩の手を射るとききりと射るところあり

狩装束 蒲黄白 裏打笠

夏毛行縢 **高ウスヘウノ鹿矢** **滋藤弓** **貝鞍** 巻八祐経討ントセシ条に十郎(イつきき)をはきの
装束にはさきうきうき白のうしおさる行さむかしのあきよとてあけけのむかいきのかへひ
にゆうでまうもへいのきて矢ぞすなくさへりてつやきどもどうのたおまん中とり
行けおるてきかひそとときさてどのにゆりけり○右狩装束あり

狩装束 萠黄裏 むかばきや うるしの竹笠

秋毛行縢 **鶴本白征矢** **二所藤弓** **蒔繪鞍** 同条に五郎が其日の装束はうつと
くまのひとそうしおさる矢ともんのかさ前うまきくかうさいうてまつ二三ケ上出
ふくまつあするひさうきまきえのくら自あきつおぞれむかくきたるやまくもたくはる
のをゆえろのえやなずたくおひおし二ところとうのあゆのまん中とりうけおるる
まねるのへくとききく行より○右狩装束之

狩装束

大斑行縢 **切生矢** **吹寄藤弓** **白伏輪鞍** 同条に土佐せて三十ばかりの人くきえりれ
これいむとうるうのすけてにてそおいずいておとしりれそありつ装束もみや
うえりふせん腰のかつさてえ太きうらのむかへきまきそのもおひかいきよせどう

金紗裏 むかばき浮文 竹笠

のうのまん中とりきえ御手てうちおさるうきとんのらけうさ あらしよふきうひ
にせよきてるのふくたまいきよ白ふくるんのそこといくのつまりゆう○右狩装束之

むかばき まき

一寸斑ノエボシカケ **白帷腹卷** **黒鞘巻** **赤銅作太刀** 巻九夕方出立ノ条に十郎がその
よあまてちよいはさろきかさひらのさきふくかきつうよむらちとりのゑざいさもとそて

国立国会図書館 タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

サユミノ直
魚蝶ヲ画リ

ともそびくくくくけ二寸ばくらよ名尾ーうけをつくーあけろろやまきこやくどーつくのちりとそちくりる

ニヤウモンノエボシカケ　裕ノ小袖腋開　赤木柄刀　友切丸　ロ巻ニ文師ガ紫房ヲハ

あくせのかり神つきのくーかきうる城ありくおよふいうやえそくりんうくきもうめんて

とそそふ城二ウニうとくろくくうきくるくエくんちのくろほのくをゆるくくくせき

せそてゆしもすひてくるくけひゆーとんのろほこうけをつくーうけあうぎのつ

のくるとき係式主代のくもきりくるくちけ由てくすめるすくぬき

くうひくーくひつ魚ー

友切丸太刀　弟報別毒ニ魚ヲ巻ニ名尾係

ばち刀いち切もくおい係報之毒ゆより係生のふあくの巻とい弟係ノ

うくせそ乱代くはり報勢弟ニ報之婦ヨ報之婦ヨ報勢門ニ乱くおりお

てなあ由（お津のはれそのあるく弟報（納ともーせうえくりお尾はち刀

すけつの城ちてゆ巻ロ報納（はち刀ちくくそそりくーちえくくりた

文もき乱毒ーて記ー

長通臭　巻九ち一比く王ノ巻こうぢりくーとうきる

まくくとうそるおくされもうてるんばそ通ともありそうんこくきる係

きりうくま係せくくくをちりくのそくく辻くくあのつくくの牛人（多たくく臭

るくくまくてにきひーくくえくり

臭足　巻九祐報ヨレ巻ニちくぶ名のりくちるるんロの改ちちつひくくさ

くくるあ夜まりうのぶ句り

トバメヲサス　ロ巻ニ十所ンひりるいけけつ

のはくぶ川りくのはとうあきいうくきうけて

ヨシツケ　巻ノ九十番切ノ巻ニをうあのくろまくきうちるあけてちこまん

タカヒモ　ロ巻こうささきくりたくものくろまくきをうちこまん

一のまぶーニれまぶー　巻一かくるるも一巻ニれ家ニくくそくくこの

まぶーいちくのことぶニのほうーうハやりこの二所てぶれをれなにはまた

りのとそたくりを五文ニ和名抄ニ射翳乃ニ（リ文選射雉賦ノ注ヲ引ク）ルニ

テ君ル所ナリ狩ノ時モ身ヲカリシテ射ルナリ其カク所ヲ云ナリ）

糸毛腹巻　髭切太刀　巻九お所めもとうくまこ男とけさきこうていくー

あのくーあきくーひ手代のひげきりめきいうくこせるひりる

前右ロ　巻一ちくかをてまの巻こかくぶハせんこをほふそがくぶあまバやるも

あくするくーひ西ちりまさのめまんとあひろよ系ちれうるのはほんくとのぶ

餝劔　近代其実希當時所用餝劔代也公卿節會日用之殿上人祭使之時用之

螺鈿細劔　木地

梱螺鈿細劔　梱ノ許夏也前官大臣常用之

蒔繪細劔　或有銀梱若人用之蒔梱者雖老人用之公卿英殿上人常用之

蒔繪螺鈿細劔　宿老公卿行幸之時用之但近代公卿殿上人常用之

黒漆細劔　諒闇之時用之

螺鈿野劔　殿上人行幸日帯之但華族栄華壮年之公卿將春日行幸ナトニ用常之事也

蒔繪野劔　大將直衣之時或帯之殿上人布衣之日帯之雖束帯如御幸帯之

金作細劔

唐鞍具　橋ノ方四緒ナリ　表敷　表腹帯　○鐙　○刀　○雲珠　○頸総　○大滑　○革歇　○杏葉　○繡　○鞦　○尾袋　○鮹付

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　　ガラス使用

十〇手綱〇差々縄〇引差縄〇鞭〇鞍覆（衍之ヵ）

移鞍具（イミ鞍ノ脱ナシ）黒移平文移（ウツ）橋〇尻筆（シリノ）大滑〇鐙（カモウ）〇

和鞍具（ナド）橋四緒〇表敷（表帯）〇切付（四位五位）

長之（特）鐙（吾）〇轡〇手綱（公卿襖芳緌殿上人梲緌）〇尻泥障（切付之時用之大滑之時不用之）

靴 連著〇畚靴〇楚靴〇小総〇辻子総

切付 切付皮（号下鞍）〇小豹（公卿及四位用之）

上達部用之〇虎五位用之〇菩薩鹿外記史内記等用之〇水豹六位用之

手綱 襖芳緌（公卿用之）〇梲緌（殿上人以下四位五位用之）〇紺緌六位用之

鞍覆 打鞍覆面濃打裏蘇方打〇織鞍覆面顕文紗裏青打結〇透

（一倍ハ単也）鞍覆地薄物青文三倍多須（ス）幾（キ）一倍也鰭（ハタ）ヲ捻（ヒネ）以（テ）色々糸（ヲ）唐鳥唐花縫之〇虎皮鞍覆華麩單水干鞍之時用之〇鹿皮鞍覆水干鞍常用之

殿上人結裏地下前駈以下布裏也

差々縄 綾打文差縄賀茂祭使ナド風流之時用之〇布打文差縄水干鞍之時常用之〇白布差縄唐鞍大和鞍黒移等用之

装束圖式抜書

作者未詳 元亀二年写

餝劔

節會内宴御禊行幸ナトニ公卿是ヲ帯ス如法餝劔ハ近代不見之劔ノ装束多ク赤漆又ハ藍草草等モ例有（鞘ハ大略木地ノ由ヲ記セリ）然ヒ委曲ニ記シカタシ近代ハ餝劔代ヲ用ユ餝劔代ハ其拵螺鈿ノコトシ金ヲ以テ伏輪ヲカリ紫檀地ノ上ニ唐草貝ニテ押也柄ニ瑠璃ヲ用ユ露同瑠璃ヲ用ユ

（大略木地誤之子細別ニ記ス）

（代々ハ餝劔代ノ代ナリ）

螺鈿劔

行幸ニ公卿以下是ヲ帯ス又節會ノ日諸衛將佐是ヲ帯ス又節會ノ日執政ノ人代ノ代トモシ此劔ヲ用ユ此外譲位ノ大臣立后ノ日勅使ノ定考御禊賀茂詣等ニ帯ス又拝賀ニハ公卿ノ後ニ帯ス此劔

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114
ガラス使用

蒔繪劔 拜賀行幸弓場始御読経等ニ用之尋常着用ノ劔ニ非ス平塵劔ト蒔繪細劔同事也

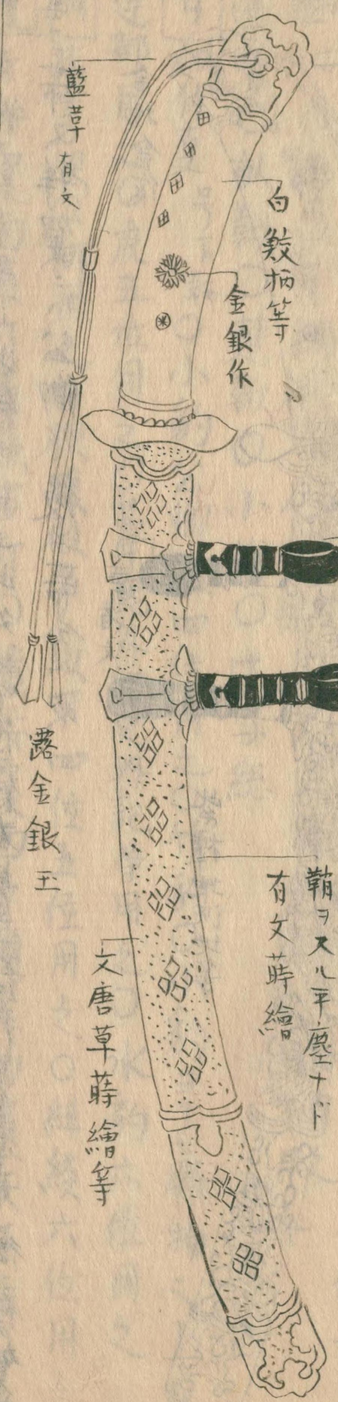

梱螺鈿劔 蒔繪ト螺鈿ト通用之劔也故ニ梱ニ螺鈿ヲ摺ル鞘ハ蒔繪也

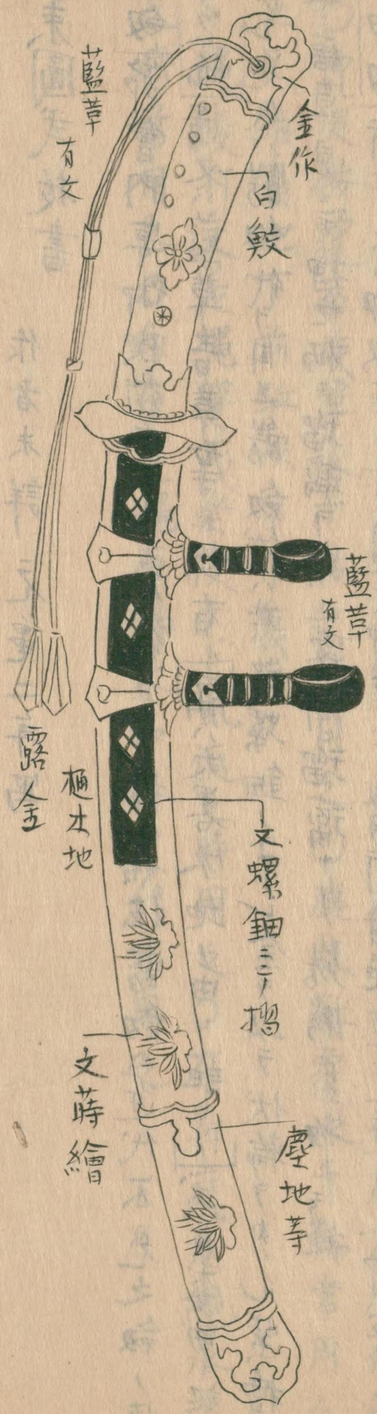

蒔繪野劔 或平鞘太刀或毛抜形太刀又ハ草緒太刀ナド云也武官令持之又殿上人束帯ノ時依事着之或直衣始ノ時帯之欤 俗ニ衛府ノ太刀ト云

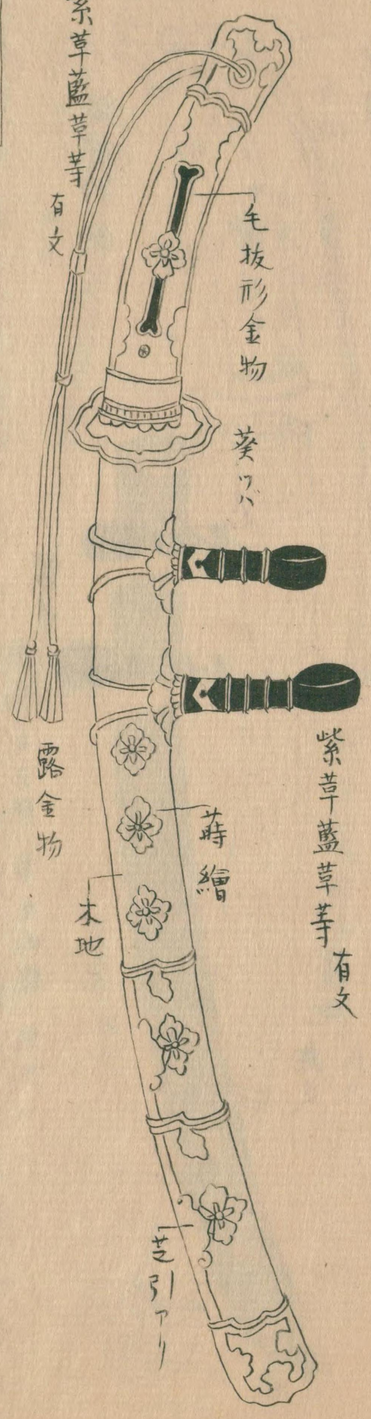

螺鈿野劔 近衛次将外衛佐常令持之或公卿高位ノ人常令持也

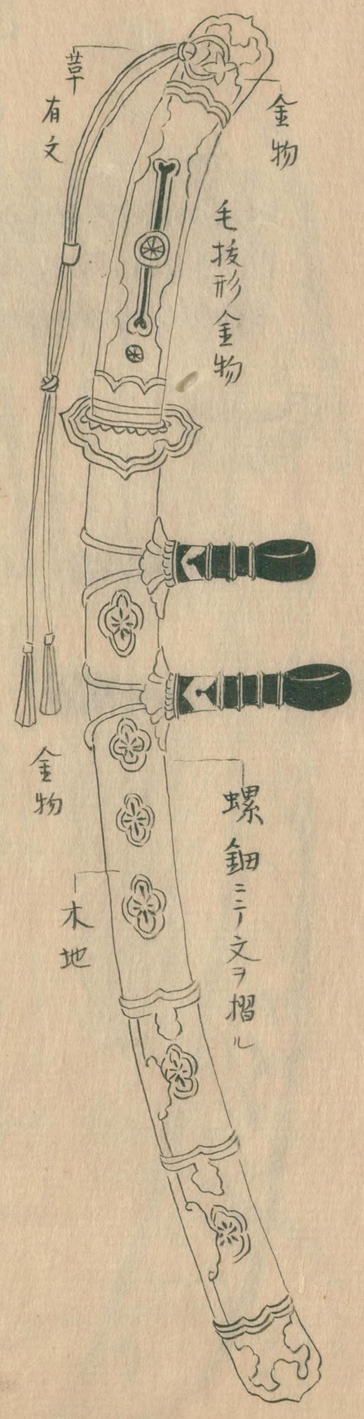

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

尻鞘 公卿遠所行幸ノ時用之何ノ太刀ニテモ入ル也尻鞘ハ虎豹ノ皮ナトヲ用ユ

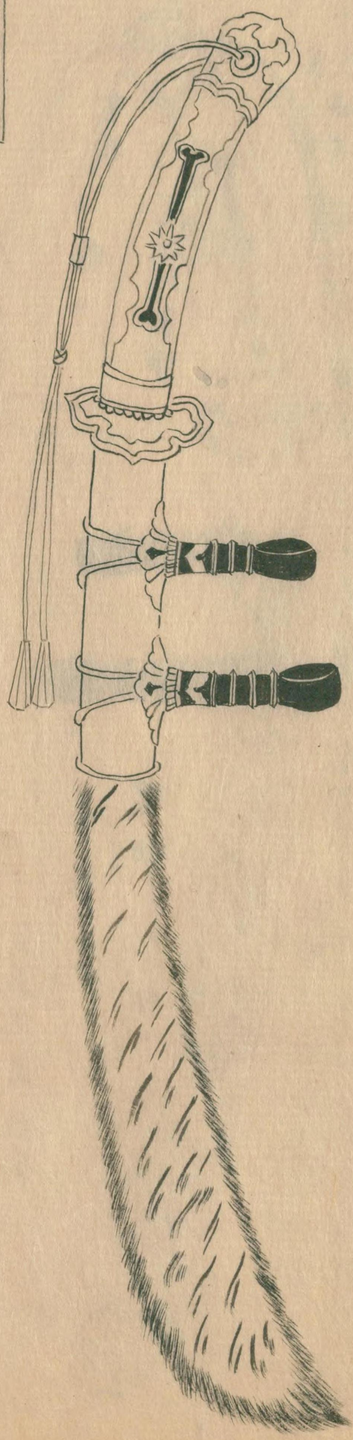

薄塵地劔 無文紫革ノ裝束也心喪ノ時公卿用之

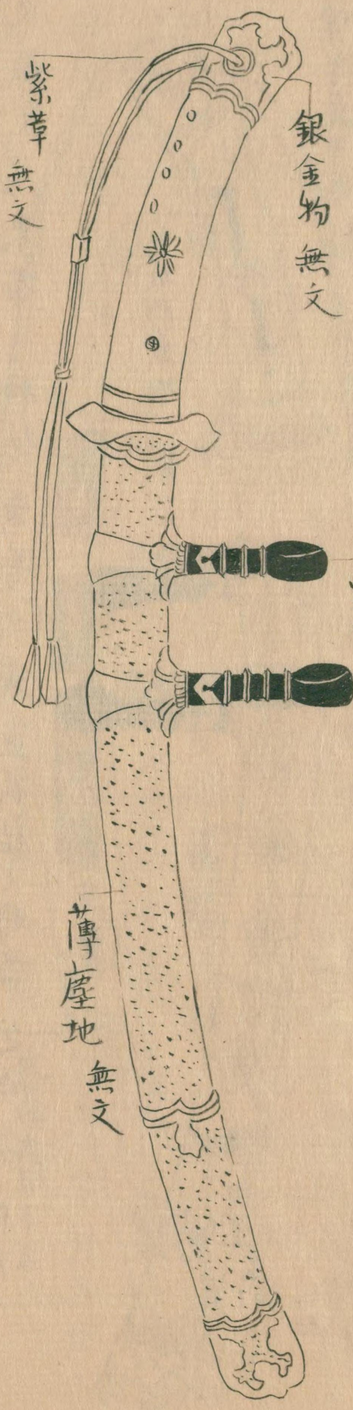

黒漆劔 諒闇ニ帶ルヽ之ヽ柄鞘金物各黒漆也隨身ノ帶スルハ鞘ハ黒漆金物ハ如常裝束ハ紫革藍革等ナリ

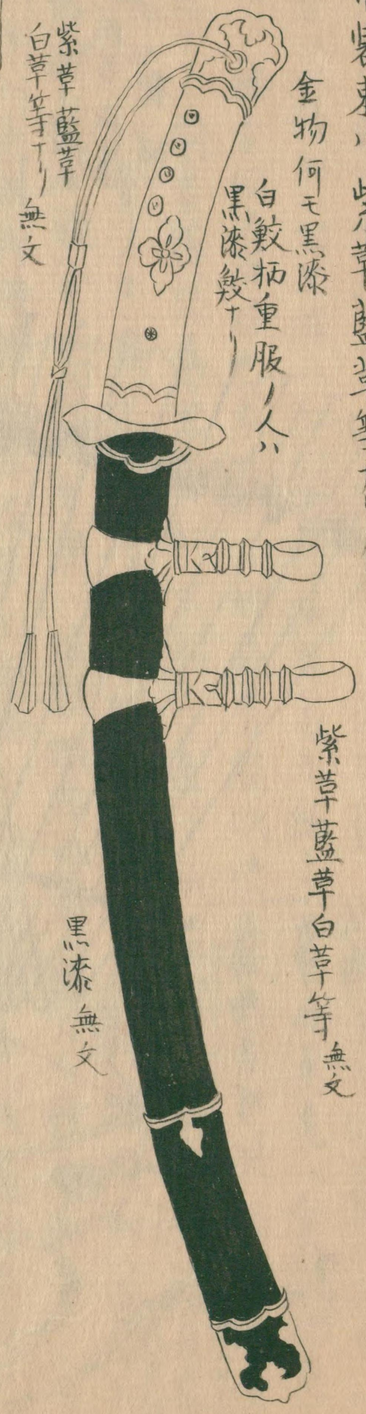

壷胡簶 譲位節會等警固ノ時公卿以下負之公卿蒔繪或螺鈿非參議次將木地螺鈿也

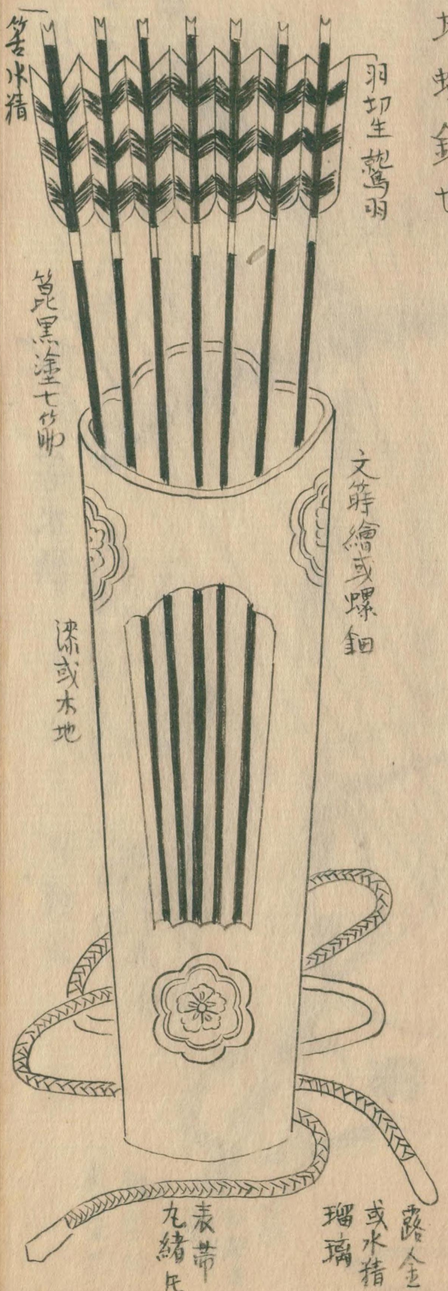

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

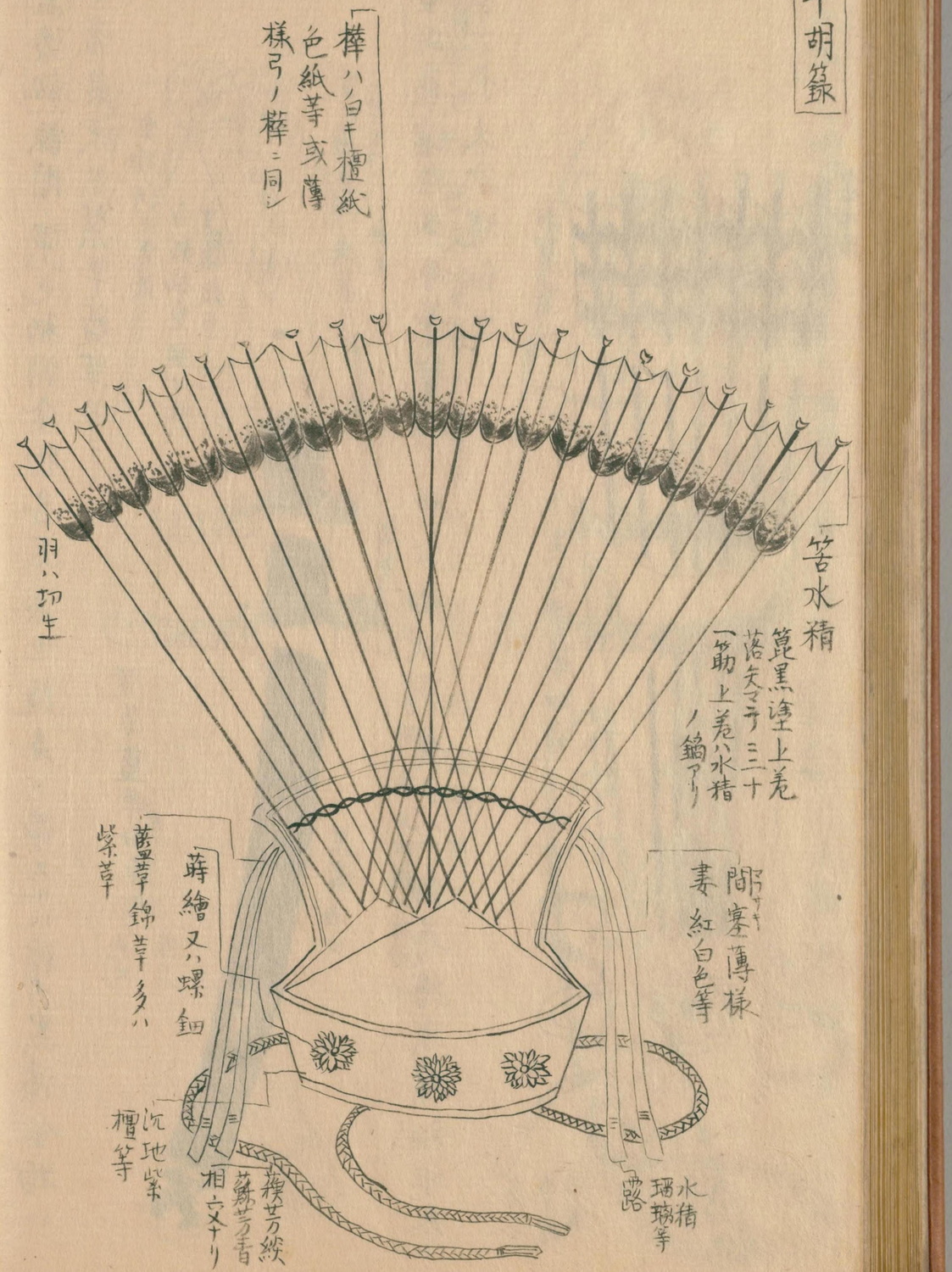

箙(ヤナグヒ)公卿ハ蒔繪或螺鈿非參議ノ次將ハ木地螺鈿或本地蒔繪裝束ハ錦草藍草多ハ紫草也箆ハ黒漆細ヨシトハ壺胡箙ハ七筋欤平胡箙ハ二十一筋苧ハ水精羽ハ切生桦ハ紅梅ノ檀紙苦ハ白キ紙ニテ巻之矢尾ハ金銅上差ニ水精ノ鏑金銅ノ雁股也表帯ハ公卿薫芳綬次將薫芳青文水精或瑠璃ノ露アリ間塞薄様尋常妻紅大躰白色ノ紙若檀紙也平胡箙ノ水地螺鈿ハ行幸ノ日用之蒔繪ハ例幣行幸ニ用ユ蒔繪螺鈿ハ通用欤

弓 蒔繪箙ニ隨ヘキ也或摺貝蒲ハ銀彫物或ハ塗ル桦ハ白檀紙宿老ノ人用之壮年ハ色紙紅梅檀紙薄様苧也取柄上下ヲ巻組ハ赤シ或紫紐糸等也

負丈ヲ右ノ矢等本ハ六衛府武備ノ為ニ取ル所ノ志シテ只花飾ヲ專トシテ武備ノ用ニ立ザル器ト成レリ可歎哉

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

○負文按ニ古近衛府衛門府兵衛府ヲ置レシハ禁中ヲ守護シ非常ノ乱ヲ防キタメハジガ為ニ然ニ六府ノ官人ハ武藝ニ堪タル人ニ住シ真武器ハ利鋭ナルヲ用ラレシニ然ルニイツトナリ武藝ノ人ヲ撰ム支モ廃シ武器モ利鈍ヲ貴ハズ弓矢ノ類モ唯壮観ノミヲ事トシ金銅ノ矢鏃、水精ノ箸水精ノ鏑等ヲ用ニ風流ヲ専トスルニ成テ武備ハ廃レタリ是朝政ノ衰ヘルガ故也

浅沓　公卿以上尋常用之　禁色ノ人ハ表袴ノ切ヲ沓数ニ用ユ　紋ハ浮文堅文随意ナリ非色ノ人ハ平絹ヲ用ル也

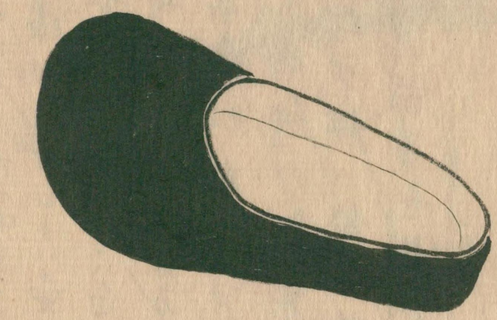

武家式ノ大的ノ時此沓ヲ用ユ

異本明徳記

作者未詳

練絖威鎧　同毛五枚冑　義弘ノ子ノ伊予ノ守ノ時ノ物ト云ヘリ　其ノ故ハ不詳

小袖鎧　熏草縢巻中二通黒革彩　五枚冑　篠作太刀　二銘太刀　太刀二振帯　薬研微腰物　何モ義弘ノ子ノ伊予ノ守ノ時ノ物ト云ヘリ　其ノ故ハ不詳

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　　ガラス使用

赤地純子包筒丸　白糸妻取鎧　白伏輪鞍　鉄錆馬鎧　設弓矢のこと

[illegible]

二尺八寸太刀　青地錦毋衣　三尺一寸新刀長刀　[illegible]

[illegible]

矢合　先[illegible]

[illegible]

長奥之　[illegible]

[illegible]

堀河院次郎百首抜書

賭弓　梓真弓　的射　賭弓頭仲[illegible]

[illegible]

片矢手挟　鞆音　宿弓　賭弓仲実[illegible]

[illegible]

手束弓　鞆音的　賭弓俊頼[illegible]

[illegible]

方分梓弓　賭弓兼昌　[illegible]

方分は左方右方と両方に分かつ

[illegible]

籠梓弓　賭弓為隆　[illegible]

[illegible]

駒毛付　望月駒　八月十五夜儀式[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

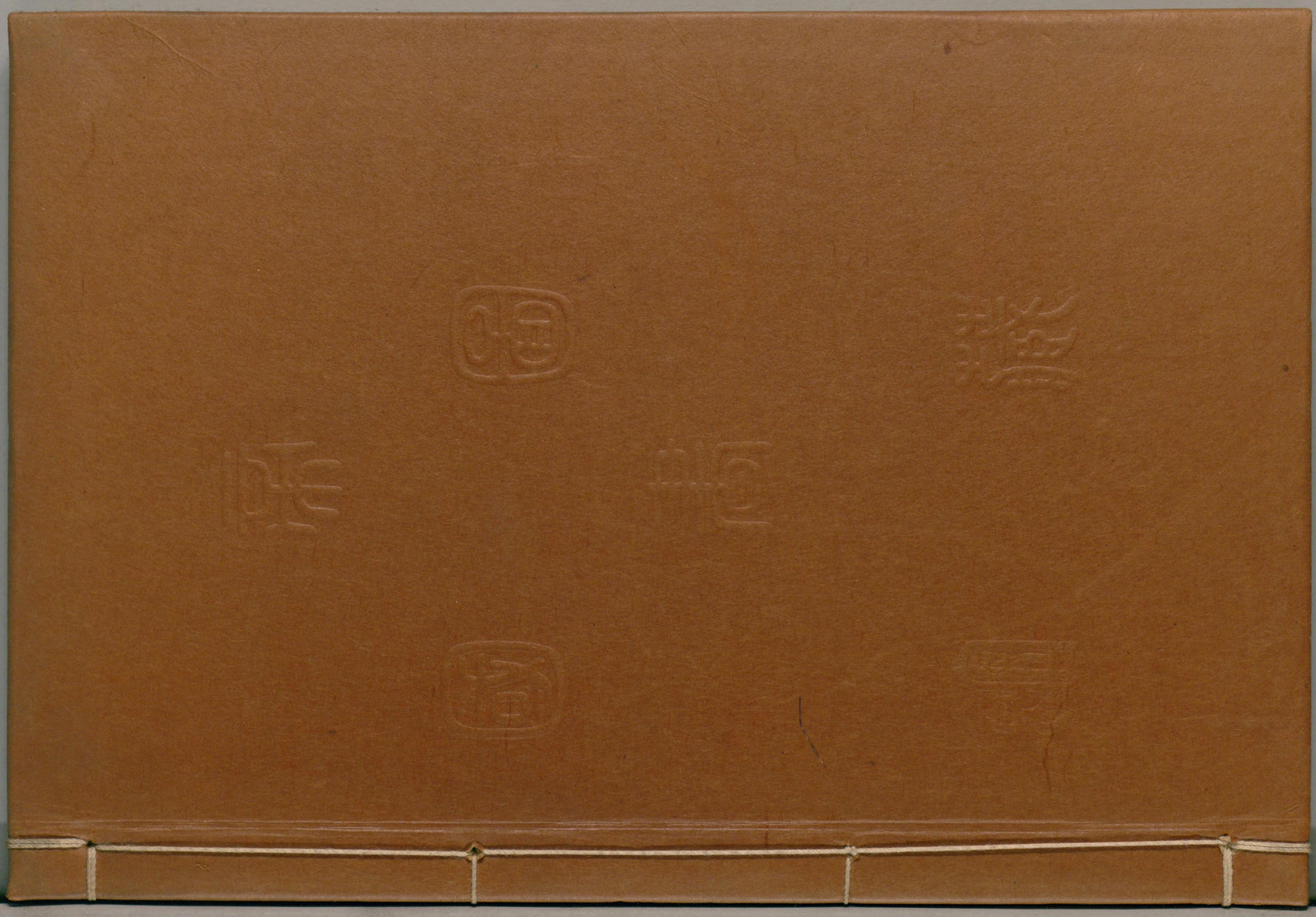

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用